

第447回 電力・ガス取引監視等委員会【公開開催】

議事録

日 時：令和5年6月19日(月) 10:00～10:20

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長 お待たせいたしました。

それでは、ただいまから「第447回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長 本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題については、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、議題の1「広域運営推進機関の2022年度財務諸表等の承認について」に関しまして、鍋島NW事業監視課長から御説明を、よろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 資料3について御説明いたします。

広域的運営推進機関から、6月7日付けで経済産業大臣宛てに2022年度(昨年度)の財務諸表の承認申請があり、同月12日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に意見が求められております。

詳細については、以下にお付けしております。簡単に御説明いたします。

8 ページにありますのが、経済産業大臣から監視等委員会にきた意見聴取の文書です。

9 ページが、広域機関から経済産業大臣に対して出された申請書でありまして、別紙 1、2、3 となっております。

別紙 1 については、「2022年度の事業報告書」でありまして、これが10ページ以降、広域機関が昨年度行った事項について記載する形で、28ページまで続きます。

そして、29ページから財務諸表がございます。29ページが「2022年度の収入支出決算書」となっておりまして、収入予算額については、140億円だったところ149億円収入がありました。8 億円ほど収入が増えております。

そして、その下の段を見ていただきますと、支出のほうにも繰越額が入っております。そして、支出決定額は105億円ほどでありまして、翌事業年度への繰越額が34億9,400万円となっております。前事業年度から31億円の繰越しがあり、翌事業年度には34億9,400万円の繰越しができた。

毎年の収入予算額については、この繰越額を含める形で収入予算額を作りますので、広域機関の予算というのは、実質的には100億円程度の事業費だということになっております。

その次のページについては、広域系統整備交付金の関係ですが、ここについては適用がございません。

31ページにつきましては、F I Tの交付金業務の関係でありますけれども、こちらは事務手数料の関係ですが、収入予算額15億円に対しまして、実際の収入は14億3,700万円でありました。これは、収入と支出が必ず一致するように収入が決まっております、支出額のほうが、下の段にありますけれども、14億3,700万円でしたので、そういうことで支出が少なかったんで、その分、収入も少なくなったというようなところです。

それから、同様の件につきましては、解体等積立金管理業務勘定、それから33ページ、災害等扶助交付金交付業務勘定とありますが、いずれも繰越額が、ある程度含まれるような形になります。

それから、その次の入札業務勘定、その次のところは、それ以外の業務の業務勘定となっております。

ということでありまして、そして36ページ以降は、債務に関するものなどが記載されています。

貸借対照表も38ページに記載されております。

先ほど御説明したような損益計算書が、39ページについているところであります。

それで、42ページまで行きまして、「監事の意見書」というものがついております。問題ないというような意見書がついております。

ということで、審査結果について、戻りまして、2ページ目でありますけれども、事務局において財務諸表等を審査いたしました。事業計画についてきちんと記載されていること、それから、収入支出区分だとか債務負担の金額等確認を行って、事務局においても問題ないと確認をしております。

これを踏まえまして、最後の43ページですけれども、電力・ガス取引監視等委員会として、この財務諸表の承認について、異存はない旨、経済産業大臣に返したいと考えております。

説明は以上です。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、議題の2「広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について」に関しまして、引き続き、鍋島NW事業監視課長から御説明を、よろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長　それでは、ちょっと資料の乱れがありますけれども、ホームページの資料、これは、右側に修正履歴がついておりますので、差し替えをお許しいただければと思います。

資料4ですけれども、本件は、「広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の

変更の認可について」ということです。直前に差し替えがあったということですので、こういうふうに慌ただしい形になっております。

それで、「業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可」についてですけれども、変更点は、大きく4点ほどございます。

後で、4点を順に御説明しますけれども、最初は、「事務局組織に係る業務規程の変更」、それから、「長期脱炭素電源オークションに関する業務規程、送配電等業務指針の変更」、それから、「広域予備率（翌々月）の算出に伴う業務規程、送配電等業務指針の変更」、それから、「調整力の卸電力取引市場供出に伴う送配電等業務指針の変更」という4点になっております。

最初の第1点目について御説明いたします。

これは、資源エネルギー庁の審議会におきまして、広域機関の担う役割といたしまして、「供給能力の確保の促進が重要になってきている」という議論がございまして、そこで議論もされ、大筋異論ないと、ほぼ了承されているということでありまして、きちんと需給計画を広域機関が見るという観点から、組織改編をすることにしております。

具体的に言いますと、広域機関の中の「計画部」と呼ばれる部署につきまして、従来、系統の計画と需給計画の両方をやっていたところでございますが、「需給計画部」という、技術的な需給計画部という部を新たに設置するとともに、「計画部」を、これを、こちらは系統計画だけを行う部として整備する。ですから、今後は、「需給計画部」と「系統計画部」という2つの部に分かれる。

それで、容量市場の運営を行う部が、従来企画部の下についていたのですが、あるいは企画部の中にそういう機能があったのですが、「容量市場センター」というものをきちんと作りまして、これは、「需給計画部」の下に置くということにします。そういうことで、業務分掌を決めていく。

それで、「運用部」も若干関係してきますが、運用部は運用部の中に「運用センター」がございまして、これも、きちんと位置づけるということでありまして。

これが1点目の改正事項です。

それから、2点目ですけれども、「長期脱炭素電源オークションを行う」ということになっております。これが、広域機関の担う役割となっておりまして、かつ容量市場の一部として導入されることになります。

そういうことでありまして、この変更事項といたしましては、容量オークションの一つ

として、広域機関が長期脱炭素電源オークションを実施するという。それから、この長期脱炭素電源オークションに関しましては、名前もそうですけれども、脱炭素電源でないといけないということでありまして、バイオマスであるとかアンモニアであるとか、いろいろなものの要件の達成有無を誰かが確認しなければいけないということでありまして、この要件の達成有無の確認方法について規定しております。

それから続きまして、「広域予備率の算出に伴う業務規程、送配電業務指針の変更」でありますけれども、広域機関につきましては、従来、週間計画、翌日計画等の各種計画に基づき、広域予備率を算出しているところでありまして、今後2024年度から、翌々日における広域予備率の算出などを行っていきます。

そういうことでありまして、広域機関の業務として、翌々日における広域予備率を算出し公表するという。そして、公表するとともに、それを一般送配電事業者に通知するという話と、その算出に必要なデータを各電気事業者から集めるということを、業務規程と送配電業務指針の両方に記載することとしております。

それから、66行目以降は、「調整力の卸電力取引市場供出に伴う送配電等業務指針の変更」ということですが、制度設計専門会合でも議論を少ししておりますけれども、関係審議会、特に資源エネルギー庁の審議会等におきまして、その送配電事業者の調達した三次調整力②のうち余剰となる部分について、時間前市場に供出するという話が、今、議論されております。

これについて、まだ実施は少し先ではありますけれども、おおむねその方向に固まりつつあるということで、その関係の規定を今回整備したいということでありまして。

変更点ですけれども、送配電事業者においては、この余剰分を時間前市場に販売しますので、その際に所与の書類を広域機関に提出すること、というところを変更事項として送配電等業務指針に書き込みたいということでありまして。

ということで、後ろに具体的な規程をこのように付けておりまして、変えるところを赤字に書いております。ざっと見ていきますと、例えば先ほど申し上げたような「需給計画部」の下に「容量市場センター」を作るということ。「運用部」の下には「広域運用センター」ということで、今でもございますけれども、こういうものをきちんと位置づけるというものです。

それから、「計画部」は「系統計画部」に名前を変えるということ、というような規程関係の話もあります。

それから、長期脱炭素電源オークション関係の規定、文言を書いていた、それから、「アセスメントの実施」ということで、いろいろ脱炭素化へのロードマップとの関係とか、そういうふうなところを規定しております。

それから、ちょっと事務的に、中で組織改編に伴って関連して改正しているところもございすけれども、ここは説明を省略いたします。

送配電業務指針のほうも変更がございまして、容量オークションを、もうちょっと別の業務計画のほうに分けるとか、というような話とか、アセスメントのところも、業務規程のほうに移すとか、あとは、この需給計画で、先ほど申し上げたような翌々日の計画を作るとか、そういう規定がございす。

そういうところを適宜書いております。

いろいろ書いておりますけれども、結論としまして、特に問題はないというふうに考えておりますので、意見なしということで、承認して差し支えないという形にしたいと考えております。

というところですよ。説明は以上となります。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、どうぞよろしく願いいたします。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

これで、第1部として予定していた議題は以上でございすが、ほかに何かございすでしょうか。

○田中総務課長      事務局から1点、お伝えをいたします。

前回の委員会からの間に2件、書面開催を行っております。

「北陸送配の離島等供給約款の特例承認申請に係る意見回答」につき、承認することに

異存はない旨、経済産業大臣に回答をしております。

また、「供給区域及び指定供給区域の変更許可について」につき、許可することに異存はない旨、経済産業大臣に回答をしております。

また、議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどをよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了いたします。

——了——